

東京都男女平等参画審議会

第4回男女平等参画部会

平成23年11月9日（水）

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

東京都男女平等参画審議会
第４回男女平等参画部会 次第

平成２３年１１月９日（水）午前１０時から１２時まで
第一本庁舎３３階南側 特別会議室Ｓ１

- １ 開 会
- ２ 答申（案）の説明
- ３ 意見交換・検討
- ４ その他
- ５ 閉 会

午前 9時57分 開会

○事務局（菊地） おはようございます。若干時間前ですが、これより東京都男女平等参画審議会、第4回の男女平等参画部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたしますが、全委員の方が出席でございます。

それでは、進行につきまして武石部会長にお願いいたします。

○武石部会長 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、会議次第の2ということで、9月12日、第2回総会、各委員からご意見をいただいて「中間のまとめ」を取りまとめ、それから10月19日から11月1日まで、都民の方のご意見の募集を行っていただいています。

本日は、これらの皆様からいただいた意見を踏まえた答申（案）に対して、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

まず、内容について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（吉村） 本日お配りした資料は、資料1から4までございますが、資料2の中間のまとめに対する都民意見の募集結果をごらんください。

こちらは取りまとめた表ですが、パブリックコメントの期間中に、合計で一番下にございます件数の意見をいただいたところでございます。そのうち、4の（3）にございます「男女平等参画とメディア」に関する意見が大変多く、約6割に当たりますご意見をいただいたところでございます。これについては、この後にご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、こちらの表の見方でございますが、表の上のほうに1から4まで書いてございますけれども、まず1につきましては「追加修正」ということで、いただきました意見のご趣旨を踏まえまして、「中間のまとめ」から答申（案）に修正をする際に追加記述、修正をして対応させていただいたものでございます。

2としては「反映済み」ということで、既に「中間のまとめ」に記載されている、もしくは趣旨として盛り込まれているということで、既に対応しているというふうに考えているものでございます。

3番については「個別施策」ということで、個別具体的なご提案でございますので、計画の策定時に参考とさせていただくという対応にしたいと思っております。

4としましては、「ご意見」ということで、ご意見として承りましたということでござい

まして、事務局の案として、この一覧の表の中に「対応」ということで対応案をまとめさせていただいたものでございます。

その下の説明に入らせていただきますが、まず第1部、「基本的な考え方」につきまして、合計で12件のご意見をいただいたところでございます。幾つかご報告させていただきますと、2ページ目の、7番ですが、第2回の総会でも同じようなご趣旨のご意見があったんですが、「自立した個人が自分の力で努力するといっても、みずから努力することができるような環境があり、実際にしたとしても必ずしも成功するとは限らないと、努力したが失敗したケースを想定して安全装置としてのシステムを用意しておくことが必要ではないか」というご意見をいただいております。

その下のポジティブ・アクションに関する記述ですが、2行目の後段にございますが、「結果先行で女性の登用数を拡大することが機会均等につながるという理路はなかなか理解されにくい」ということで、ポジティブ・アクションの意義が十分に理解されていないのではないかという問題提起をいただいているところでございます。

その下ですが、これは「旧来的な「男は仕事・女は家庭」という状態を過剰に問題視して、それと違うビジョンを持っている方が無理に進めているような印象を受ける」ということで、そういった意見をお持ちの方もいるということでした。

一番下の12番は、数値目標に関してのご意見でございますが、「あまり重視し過ぎると、それを達成すること自体が目的になってしまうのではないか」というようなご意見もいただいております。

次の3ページの第1章、「あらゆる分野への参画の促進」については、合計で19件の意見をいただいております。4ページ目の一番下でございますが、ここは対応として、今後、計画策定の段階で参考にさせていただきたいと思っているものでございまして、「社会・地域活動への参画促進」の「政治・行政分野への参画促進」の箇所につきまして、1) 行政・政策分野、2) 地域・防災分野、3) 教育分野に共通して、「一定数の政策策定段階の審議会・協議会などの構成員の2分の1を女性とする。また、女性管理職数については目標値を定め、一定数の登用を図ることが必要である」ということで、計画策定の段階でこういった考え方について、ご参考にさせていただきたいと思っております。

その次の5ページですが、まず1番と2番につきまして、「地域・防災分野への参画促進」でございますが、記述の中に、「働く世代の男性の多くは仕事に追われて、地域の活動に参加することが難しい状況にある」という問題の指摘をしているが、その後の取組について

は触れていないではないか」というご指摘をいただいております、これについては追加の修正をしたいと思っております、後ほどご説明をさせていただきます。

4から6につきましては、防災分野への男女平等参画の視点を入れるということについては、評価していただいているというご意見をいただいております。

その次は、7ページ目の「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」でございます、合計で8件のご意見をいただいております。1番は先ほど申し上げた意見と近いものがありますが、2行目でございますとおり、「貧困やワーキングプアの問題は男女共同参画以前にクリアしなければならない課題である」ということで、ご意見をいただいております。

その中段ぐらいになりますが、(1)の5に書いてございます意見で、これは追加の修正ということで対応したいと思っておりますが、中間のまとめの段階では、長時間労働がメンタルヘルスの原因になることもありますというような表現があったんですが、日本語として意味がわかりにくいのではないかとということで、こちらでご提案いただいているような文言修正をしているところでございます。

次に、9ページをごらんください。

第3章、「特別な配慮を必要とする男女への支援」ですが、こちらについても合計で8件のご意見をいただいております、特に(3)の若年層への支援についてのご意見が若干多くなっております、「若年層への支援は本当に必要があるので、丁寧な計画をつくってほしい」といったご意見をいただいております。

その次の10ページのところの「人権が尊重される社会の形成」が、先ほど申し上げたメディアに関する記述を含んでいる部分でございます。

まず10ページ目の4番ですが、これは今回、2つの計画を分けて取り扱っているということもございまして、こちらの部会でご議論いただいている男女平等参画の行動計画のほうからは、DVに対する取組が抜けてしまっているかのように見えているのですが、4番にありますように、「男女平等参画において大きな問題であるので、行動計画に位置づけてほしい」ということでございます、これについては「個別施策」となっておりますが、計画を策定する段階で、DVの問題は行動計画の中に位置づけて対応していきたいと思っております。

次の11ページですが、「性暴力・ストーカー等の防止」のところですが、これは1から6までで、この3番を除きましては、被害者は女性だけではないといったご意見をいただいております。こちらについては6番のところにまとめて書いてあるのですが、「追加修正」ということで、女性だけであると誤解されてしまうような文言を修正いたしまして、後ほどま

たご説明さしあげたいと思っております。男性についても、もちろん被害者の方がいらっしゃると思いますので、それについても漏れのないような記載にしていきたいと思っております。

次の12ページですが、「（２）生涯を通じた男女の健康支援」のところでございまして、こちらについても2番、3番のところで、「中間のまとめ」では乳がん・子宮がんということで、女性に多い病気について抜き出したような例示の書き方をしているんですが、男性に特有の病気もあるのではないかというご指摘もありました。それについては、実際に東京都でもそういったことにも配慮しながら取組を進めている面もあろうかと思っておりますので、計画策定の段階で「個別施策」ということで対応していきたいというふうに思っております。

8番のところですが、不妊治療に対する取組について、こちらについても、今、現状・課題ではさらっと書いてしまっているように読めてしまうんですが、実際に東京都でも力を入れて取組をしておりますので、計画の段階で「個別施策」ということで参考にさせていただきたいと思っております。

13ページ以下が、「男女平等参画とメディア」という問題についてのご意見でございまして、資料1の答申（案）の53ページですが、4つ目の丸のところですね。東京都は、東京都青少年健全育成条例を改正した際に、社会的にも大きな議論があったという経緯がございまして、それを踏まえてのご意見が非常に多くなっております。健全育成条例に対する考え方について意見を書いていただいているようなものも大分中にはまざっているのですが、今回の「中間のまとめ」に対しても意見をいただいております、本文でござんいただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、53ページをござんください。丸の2つ目ですが、「しかし、メディアの提供する情報の中には、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や女性や子供を性的ないし暴力行為の対象としてとらえた表現等も見受けられ」等々という記述になっているんですが、男女平等参画を阻害する要因ということと言い切れるのかというご意見、性的ないしは暴力行為の対象となっているのは、女性や子供だけではなく男性もいるのではないかというご意見、そういった表現を見て受ける印象については主観があるので、受けとめ方も人によって違うのではないかというようなご意見などをいただいたところでございます。

次の内閣府の調査結果につきましても、これについても例えば調査の聞き方によって答え方も違うのではないかなどのご意見をいただいているところでございます。

3つ目の「表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由」という表記がご

ざいますが、これについても、やはり不快な表現ということについては主観の問題があり、個人によって違う。接しない自由もあるけれども、接する自由もあるというようなご意見などがございました。

4つ目の東京都の健全育成条例に関する記述については、この男女共同参画の問題とは関係ないとか、違う問題ではないかというようなご意見もいただいております。

一番最後の丸につきましては、情報リテラシー教育の推進については賛同いただいている声が多いのですが、そういった情報リテラシーを培う上でも様々な情報に触れさせて、その中で取捨選択する能力を身につけさせることが重要ではないかというようなご意見をいただいております。

その次の54ページでは、メディアによる自粛、暴力や性表現の自粛ということにつきましても、行政という強制力を持つ公的機関がこういった表現を使った場合には、自粛ということを超えて検閲行為に当たるのではないかという数多くの意見をいただいているところでございます。

全体としては、現在の行動計画の記述を生かして、今回の「中間のまとめ」がつくられているわけですが、新しく規制を強化するというような印象をお受けになった方がかなりいらっしゃると思います。そのことについて、もう既に十分取組をしているのに、例えば不健全図書の区分陳列なども十分やっているのに、さらにこれ以上、上乘せをしたり、表現の自由を損なうような取り締まりをやるのではないかというようなご懸念を持たれて、意見をおっしゃっている方が非常に多いという印象を受けております。

意見結果の34ページでございますが、こちらにつきましては第5章、最後の章の「男女平等参画を推進する社会づくり」ということで、合計で8件の意見をいただいております。それ以下につきましては全般にかかわる意見ですとか、区分ができない意見について取りまとめをしております。最初に申し上げた件数なんですが、これは生のデータの集計数でございます。先ほどのメディアに関する意見などについては、お一方のご意見の中にいろいろな要素が入っているものもございますので、最終的にはそれをできる範囲で区分をしまして、カウントをし直したいと考えておりますので、本日ご報告申し上げる件数につきましては、ご参考の数値ということでご理解いただければと思っております。

次が資料の3、「中間のまとめ」からの修正箇所の一覧表をごらんください。

まず1ページ目のナンバー1からナンバー3につきましては、「中間のまとめ」から本日お配りしております答申（案）の初めのページの下線部のところでございますが、時点修正

といいますか、その後の審議の経過などを踏まえまして、「はじめに」の文章を修正したということでございます。

ナンバー4ですが、資料1の12ページをごらんいただけますでしょうか。

右のほうの「考え方」のところに書いてございますが、9月の第2回総会で審議会の委員からご意見をいただきましたので、「中間のまとめ」に反映させるかということで、事務局でも検討したんですが、部会長と会長にご相談を申し上げまして、ぜひ部会でご議論をいただいたほうがいいのではないかということで入れた文言でございます。下線部のところでございますが、審議会の中で委員の方から、勤務地限定正社員ということを隠れみのといいますか、言い訳にして、人事制度や賃金制度を区別してしまうというような場合もあり得るのではないかとということで、肯定一方にとられるような表現は考えたほうがいいのではないかとというようなご意見がございました。事務局でこのように案をつくらせていただきましたので、後ほどご議論をいただければと思っております。

一覧表にお戻りいただきまして、ナンバー5でございますが、こちらは答申（案）の資料1でいいますと、18ページの見え消しになっている部分でございます。都民・事業者に求められる行動ということで、丸の1つ目と2つ目が、ほぼ同じような内容が書いてございましたので、下のほうを生かしていければと思っております、今、見え消しにしている状態でございます。

その次が、またA4横の修正一覧表にお戻りいただきまして、6番、7番、8番ですが、先ほど都民意見にありました、男性の場合は仕事が忙しいとの理由で、地域活動に参加できないということについて、問題指摘だけしているけれども、取組が載っていないというご指摘を受けての修正案でございます。資料1のほうでは22ページになりますが、下線部でそれぞれの取組の方向性、都の取組、都民・事業者の行動ということで、3カ所に追加で入れさせていただいたところがございます。男性6割、女性4割ということで、女性についても当然仕事が忙しいという理由で地域活動に参加できない方はいらっしゃいますので、男女ともに使える表現ということで、下線部のように、「仕事と生活の調和に理解ある社会への転換を図っていくことにより、地域活動への参画を促進していく必要がある」というような趣旨の文言を、それぞれの箇所に入れさせていただいたところがございます。

またA4横の一覧表にお戻りいただきまして、次がナンバー9の数値の修正ですが、これは最新の数値が公表されましたので修正をしたものでございます。

その下の10番ですが、先ほど都民意見の中で、長時間労働とメンタルヘルスの関係の記述

について、日本語が少しおかしいのではないかなというようなご意見をいただいておりますので、こちらに書いてありますように文言修正をいたしまして、わかりやすい表記に変えたところでございます。

その次のページですが、12番の性犯罪やストーカー行為というところでございますが、こちらでも先ほどご説明申し上げました都民意見の中で、女性だけが被害者ではないだろうというご意見を幾つかいただいておりますので、少し表現を変えまして、「性犯罪やストーカー行為は、重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっている。その被害は特に女性に多く、これらの行為により、被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られる」ということで、女性だけが被害者であるという印象を受けるような表現を改めたところでございます。

一番最後の13番につきましては、表現の自由が損なわれることを非常に心配する都民意見が多いということも踏まえまして、「中間のまとめ」の本文の中にも書いてあったんですが、改めて「取組の方向性」に下線部を追加いたしましたところでございます。

次の資料4でございますが、前回、第2回総会で委員からいただいた意見につきましては、少なくともご趣旨につきましては、極力「中間のまとめ」に反映させたところなんですけど、この資料4に書いてございます一覧につきましては、部会でご議論いただいた後に対応を考えたいと思っているものでございます。まず1番でございますが、全体についてのご指摘なんですけど、前半の（現状・課題の）分析の部分ではジェンダーの視点からの分析がなされているけれども、「取組の方向性」では、男性、女性という視点がなかなか書けておらず一般的な方向性になっている。例えば介護であれば、介護をしている方は、やはり女性に多いというような問題ですとか、高齢者の支援の問題については、高齢単身女性がかかり貧困化しているという状況ですとか、育児休業取得については男性が非常に低いというような、そういった男女の視点からの分析がされているけれども、そういった現状を踏まえた取組の方向性についても、男女平等参画の視点を入れていったほうがいいのではないかなというご意見をいただいたところです。こちらについては、実際の取組として男女を分けた取組というのがなかなかできにくいといえますか、男性も女性もともに支援をしていくというような考え方でやっている取組でございますので、なかなか性別に書き分けることは難しいと事務局では考えているところでございます。

2つ目の意見は、仕事と生活の調和の実現についてでございますが、前半は飛ばさせてい

ただきますが、個人のニーズだけではなくて、仕事というのは社会のニーズということを考えて、社会が仕事を必要としているという見方も、同時に盛り込むべきではないかというようなご意見をいただいたところです。こちらについては事務局でも、いろいろと議論したんですが、現在書いている方向性とは少し違ってしまふのかなと思ひまして、発言の趣旨を盛り込むのは難しいと思ひておりまして、何かご教示いただければと思ひているところでございます。

最後の3番でございますが、「男女平等参画を推進する社会づくり」についてでございます。これは性別役割分業意識のところ、今の学校教育の中にも入っているけれども、一つ大きな柱として設けるべきではないかというご意見でして、事務局の考え方は、右のほうに書いてございますとおりで、資料1の60ページの、「社会制度・慣行の見直し」のところで、そういった関係の記述がございますので、これで対応できているかと考えているところでございます。

一番最後に、もう一つ、「参考」と右肩に書いた資料をお配りしているんですが、これは内容についてはご説明さしあげないですが、前回の第3期の審議会のときの「中間のまとめ」の意見募集結果として、最終の答申に掲載したものでございます。今日この形でお配りできなくて大変申し訳なかったんですが、本日の資料2でご説明をさしあげました意見の一覧につきましては、最終的にはこのような形で整理をいたしまして、ご意見の一覧を載せた上で、審議会では、こういう考え方に基きまして、今回の提言をしたというような「考え方」を取りまとめる形で、12月の総会でお示しする答申（案）には載せていきたいと思ひております。これは本日のご議論も踏まえまして、事務局で取りまとめさせていただきまして、後日また送付をして、先生方にもご意見をいただいて、完成させていただきたいと思ひております。

大変駆け足の説明で恐縮ですが、以上でございます。

○武石部会長　ありがとうございます。

それでは、この答申（案）を固めていくというのが今日の目的になります。これを部会案として次の総会で報告することになりますので、ご協力をお願いします。

メディアの意見が、こんなに多いのは今回の特徴なんですか。

○事務局（菊地）　前はメディアの意見は5件ぐらいで、すごく少ないです。

○武石部会長　そうですね。では、条例改正の反響があるんですね。

○事務局（吉村）　そうですね。ちょうど条例改正と、その施行が7月にありましたので、

そのときに漫画やアニメに対する規制が非常に強化されるのではないかという懸念から議論になったところでございます。今回のご意見を見ましても、それと同様の反応をされておりまして、そのことについてのご意見を今回書いてきていただいた方も大分多いですね。条例改正のときの議論を思い出して、また新しく規制しようとしているのではないかというような思いで意見を出されてきている方が多いようでした。

○武石部会長　なるほど、わかりました。

まず今のご説明に関して、ご質問ある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

○三宅部会長代理　基本的なことですが、先ほどこの意見の件数は項目数であって人ではないとおっしゃってましたが、人数だと何人ぐらいだったんですか。

○事務局（菊地）　約180人です。

○三宅部会長代理　約180人ですか。

○事務局（吉村）　メディアのところは、1つのご意見の中に4つとか5つとか要素が入っている方もいますので、最終的にはそれを整理して、答申（案）に掲載したいと思っております。

○武石部会長　答申（案）に、この意見が全部載るのですか。

○事務局（吉村）　それを整理して、メディアの実施規制というのは、行政が言うと検閲になってしまうというご趣旨については、同趣旨何件という形で整理をして記載するという感じですね。

○武石部会長　そうすると、この参考とはまた違う形になるんですね。

○事務局（吉村）　参考に近い形になります。このように項目ごとに整理をいたしまして、それに対する考え方をまとめて書かせていただくというイメージでおります。

○武石部会長　では、この参考のようなものが出てくると。それが答申に載るということですか。

○事務局（吉村）　そうですね。

○武石部会長　わかりました。

では、この前回の430件と書いてありますけれども、人数ではないということですね。

○事務局（吉村）　そうですね、お一方で何件も言っていらっしゃる方もいらっしゃいますので。

○武石部会長　ということは、5件とか6件になっていくわけですね。

○事務局（吉村）　はい。

○武石部会長 わかりました。

あとご質問はよろしいでしょうか。

順番に頭からやっていって、それぞれのご意見をどうするか。都民の意見を1個1個どうすると決めるのは難しいので、その項目になったところでご指摘いただければと思います。

では、頭からご意見をお聞きしていきたいと思いますが、まず「はじめに」のところですが、ここは特に答申になるような形での表現修正ということで、外部から意見があったというものではないですね。

○事務局（吉村） はい。

○武石部会長 それでは、ここの「はじめに」はいかがでしょう。何か気になる表現があれば。

よろしいですか。

それでは、本文の1ページのところからになりますが、基本的考え方が6ページまでですが、ここは特に修正点はないということですよね。

○事務局（吉村） はい、今回修正点はございません。

○武石部会長 先ほど総会の2番のご意見、社会のニーズを、もし入れるとしたら基本的考え方のところに何か入れるかどうかなんですが、どうでしょう。

○木谷委員 ということは、今、資料4の2の保留のことについてですが、私もこの趣旨はよくわかりますし、仕事というものは個人のニーズでもあるけれども、会社のニーズでもありますし、また、ひいては社会のニーズであるということは、これは極めてそのとおりの話だと思います。しかし、こういう書き方をすると唐突だと思いますし、なかなかその趣旨が伝わらないかなと思います。

要はCSRというんでしょうか、企業というものは社会の広義なんだというふうなことが、この中に記載してあれば、要は仕事というものは企業の中にあることであり、企業というものは社会の広義なんで、仕事というものは社会のニーズでもあるんだというようなことが、きちんと説明してあるということになろうかと思いますので。どこかにございますよね、CSRのことが。

○武石部会長 言葉が出てくるところはありますよね。

○事務局（吉村） 最初は10ページに出てくるんですが、ワーク・ライフ・バランスの関係でも出ています。

○木谷委員 ということは、10ページ、取組の方向性の2つ目の丸のところですか。

○事務局（吉村） はい。それから、「基本的考え方」ですと、3ページの大きな3番の丸の3つ目のあたりに社会的責任という言葉が出てくるんですね。

○木谷委員 個人的には、企業の位置づけについては十分に議論されたと思っていますので、この2番のご指摘については、どれだけはっきりわかりやすく伝えられているかというのは別にしても、ちゃんと盛り込まれているのではないかなという気がするんですけども。

○事務局（吉村） 表現は特に改めなくても、この中で読めるのではないかと。

○松田委員 必要としているニーズというのが、私はよくわからなかったんですけども、イコール企業ということではないような気が、すごくするんです。

○事務局（吉村） そうですね、イコールではないですよ。もっと広いことで言っているのかもしれないですね。

○木谷委員 今の松田委員のご指摘というか疑問は、まことに的を射た話であって、企業の社会的責任の議論をしたときには、当事者である企業というところに焦点が当たっていますけれども、まさに社会があり、その社会は、私の言い方ですと偉大なる役割分担ですから、さまざまな仕事というものがあると。そしてその仕事というものが束になっている場というのが、企業ということになりますので、企業という場が単なる金もうけマシンではなくて、社会的な機関であるよということに焦点を当てるとというのがCSRのロジックです。ただそれは、この委員がおっしゃることもそうですし、松田委員がおっしゃることもそうですが、実は社会というものを際立たせるために、企業という場やロジックを使っているということなので、極めて真っ当なご感想ではないかなという気がするんですね。ただ、そういうことまで、ここで説明することは不可能ですが。

○矢島委員 これは、「家庭と仕事のどちらを大事にするか」という、いわゆるワーク・ライフ・バランスのデータで、男女ともに「仕事と家庭を同等に重視したい」という希望に対して、現実では、「仕事を重視せざるを得ない」という男性と、「家庭を重視して、仕事ができている」という女性という乖離があって、そこに個人のニーズのギャップがあると一方で言っているんですけども、もう一方の社会のニーズというのは、言いかえると人口減少社会で労働人口が減っていてという、大きいところというとその話と一致すると思うので、そのあたりで本当は説明がついているような気がするんですけども。

○松田委員 働いてもらわないと成り立たないですよということですか。

○矢島委員 そこまで言い切ってしまうわけではないですが、人口減少、労働人口の減少の中で、社会の場でもさまざまな人が参加できることを求められていると、どこかに書いて

あるような気がしていたのですが。

○事務局（吉村）　そうですね。この総会のご発言の趣旨としては、発言された方の職業が医者ですので、社会的なニーズで、全国に仕事で行ったりしなければならぬと、そういう社会的なニーズもあるのではないかなという流れの中で、こういったご発言になったんですね。

○矢島委員　それは個々の仕事の仕方という話になってしまうので、大きいところで個人のニーズと社会のニーズが両方一致しているということでは、人口減少の中で働くことが求められるということと、個人もそれを望んでいて、そこで「Win-Winの関係」になるということが、私は前提として大事だと思うんですね。

○事務局（吉村）　どちらかと言えば、この発言の中では逆だったんですよね。個人のニーズ、個人のニーズと言うけれども、社会のニーズだって大事なんだから、そちらも考えなければいけないのというような感じだったんです。

○矢島委員　それは不一致を起こしているという認識ですよね。

○事務局（吉村）　そうですね。

○矢島委員　それがいろんな場面で、私、実態と違うことがいっぱいあると思っていて、よく企業の生産性とか合理性というのと、ワーク・ライフ・バランスということは、一致しないという意見もあるわけですよね。でも、それは実際は違って、企業の生産性、合理性とワーク・ライフ・バランスの方向というのは一致しているので、だからそれはご発言の趣旨はそうかもしれないんですけども、一致しているということを言っていくことが、きちんと説明していくことが重要なんだと思うんですね。社会と個人の働くということに対してのニーズと、それからワーク・ライフ・バランス、多様な働き方をすることと、企業の中で多様な人材を活用するということが、方向性として一致しているからそっちに向かっていきますよということを、説明することが重要じゃないかなと思うんですけども。

○事務局（吉村）　それでは、答申（案）に反映するとどうなりますか。

○矢島委員　女性活躍推進の部分とワーク・ライフ・バランスの推進の部分で、そういう記述がもし不足しているのであれば、加える必要があるのかなと思います。

○事務局（吉村）　「基本的な考え方」よりは、個別のところに入れる感じになりますか。

○矢島委員　ただ、その社会経済環境の変化は、すごく長いスパンのことを言っているの、このところが、実質は直近で見るとどうなのかという部分がないので。

○武石部会長　この答申が個人の多様性を尊重しようというトーンになっているので、

でも、そんなことを言っているだけでも社会だってニーズがあるのよということですよ。個人の多様性を尊重しつつ、その社会全体の発展とか繁栄とか、そういうことにつなげていくということが指摘されていけばいいんですよ。個人の多様性を尊重すると社会的にどうなるのというのが、この意見ですよ。

○事務局（吉村）　そうですね。

○矢島委員　1 ページ目の社会経済環境の変化の最初の丸3つ、長いスパンのことを言っていますけれども。その後にもう人口減少社会に入っているという話が、一つあってもいいのかなと思うんですよ。

○松田委員　資料の3 ページの3 の丸の3 つ目とか4 つ目に書いてありますね。

○矢島委員　そうですね、こういうことです。これのもっと大きな前提として、既に人口減少に入っていて、労働人口も減少していく中で、さまざまな人材が、それぞれの経験や能力を活かして社会に参加していくことが求められているというようなことが、1 つここにあってもいいのかなという気がするんですけども。

○木谷委員　（3）、（4）のところですよ。

○矢島委員　（3）で書いてあるのかもしれないんですけども、頭の社会経済環境とかの大きいところで書いたほうがいいような気がします。

○事務局（吉村）　大きな3 番でしょうか。

○事務局（菊地）　労働人口の減少というキーワードが頭のほうに入っていればということだと、1 ページの2 の（1）の3 つ目のところの丸では、いろいろな社会的事象についてキーワードを入れていますので、ここにキーワードを入れるというふうになりますか。

○矢島委員　ここは、「新たな枠組を構築する必要があります。」というのが、ちょっとどういう方向を指しているのかよくわからないので、その労働人口が減少する中で多様な人が社会に参加する必要ということまでは、ちゃんと言ったほうがいいと思うんですよ。

○武石部会長　（4）のあたりでも、働き方を柔軟に選択できるとかって言っているじゃないですか。どうなのでしょう。

○矢島委員　働き方を柔軟に選択できるというのは、多分個人のニュアンスの言い方ということだと思います。2 の（1）は、ちょっとオイルショック後の10年、20年からの話があって、いきなり東日本大震災の話になっていますけれども、間に人口減少に入ったところのあたりの変化というのは、入れておいたほうがいいと思うんですよ。ちょっと飛び過ぎなような気がします。

○武石部会長 3つ目の丸ですよね。

○事務局（吉村） この一番最後のところにつけ加わるような感じでしょうか。

○矢島委員 つけ加えてもいいと思います。

○事務局（吉村） 枠組みの話は枠組みであって、そのほかに女性の活躍推進ですとか、高齢者も入るかもしれない、多様な人材に活躍していただく必要があるというような感じでしょうか。

○矢島委員 10番の「新たな枠組」というのは、そもそも何を指しているんでしょう。

○事務局（吉村） もともとは、税制とか社会保障制度とか、そういった片働き世帯を標準としたような制度というんでしょうか、そのイメージで書かれていたんですが。

○矢島委員 そこは方向性としては、やっぱりいろんな人が社会に参加できるということの方向を示したいからなんですよ。そのあたりのニュアンスが書いてないんですよ。どういう方向で変化する必要があるのかというのが今の内容だと見えないので。

○武石部会長 「新たな枠組」の前に、多様な人材が活躍できるとかという言葉を追加しますか。それで、上のところには未婚化とか晩婚化の前に人口減少という変化を入れてみるとか。

○矢島委員 そうですね、そういう感じで書いていただければ。

○武石部会長 そうすると、多様な人が活躍できるという多様性も重要だと。少しここを修文する。この2番の意見はもともとの趣旨が違うんですよ。

○事務局（吉村） 発言の趣旨はそうですね。

○武石部会長 そうなんですよ。個人を、だから今のでいいとするか……

○矢島委員 もう一方の、個人のワーク・ライフ・バランスと、企業の側の多様な人材をうまく活用する仕組みの一致という話ですよ、それは。だから、いろいろなところに出張しなきゃいけないという話と、その一方で家庭責任とか、それができないとかしたくないという人がいる中で、そういうのを認めていったら、一部の人だけがそういうことを負うんじゃないかという話がありますよね。例えば短時間勤務者がふえるから、看護師で夜勤をやる人がいなくなるという話と同じ話ですよ。だから看護師の短時間勤務をうまくマネジメントしている病院では、一方で夜勤専従するような人を雇ったり、通常の業務の効率化をはかることなどで、そういう問題が起きないようにしているわけで、そういうことが一致しないではなくて、一致させるようなマネジメントをする、運用が必要ですよということなので、それはちょっとまた違う問題です。そういうことが問題になるのであれば、ワーク・ライフ・バ

ランスの推進の中で、企業の生産性向上とワーク・ライフ・バランスの関係を「Win-Win」にさせるような運用の取組が一層、今求められていると。そういうことのために、都とかもいろんな成功事例を一生懸命集めてアピールしているわけですね。

○武石部会長 それを、でも今の中に書くのは、ちょっと……

○矢島委員 ただ、推進の方向性として、企業における生産性の維持や向上とワーク・ライフ・バランスを運用上、「Win-Winの関係」にさせるような取り組みを推進するというのは書けますよね、どこかで、ワーク・ライフ・バランスの取組について。

○武石部会長 5ページの2つ目の丸、企業に、社員の生産性の向上。そうですね。

○矢島委員 そうですね。だから、実現に向けて書いてあるので、後のほうの現状課題と方策のほうで、これに対応することをあげていけばいいんだと思うんですね。今も少し書いてあると思うんですけれども、前回も、都で実際にいろんなワーク・ライフ・バランスの企業に対する働きかけの取組ありますよねという話があったと思うんですけれども、そういうのをなぜやっているのかというところを、ちょっと書き加えればいいんじゃないかなと思います。

○武石部会長 では、この2の意見は、最初の基本的考え方の中にもう既に盛り込まれている、ここは特に修文しなくてもいいというご意見でよろしいですね。

さっき矢島委員がおっしゃったのは、1ページの下から2つ目が重要な少子化の問題が抜けているので、それに対応して新たな枠組みを具体化するということでの修文を行うということで、では2に関しての意見処理はそれでよろしいでしょうか。

基本的な考え方のところはよろしいですか。

○矢島委員 やっぱり意見を見ていて、現在の状況というのを、ちゃんと問題を書いてほしいという意見が出ていたと思うんですけれども、そういう中で今私が言ったこともそうなんですけれども、これまでも女性の参画の状況について、国連のHDIとGGIの指標が書いてあるんですけれども、今回また最新の順位を書くだけでなく、過去と比較してさらに下がったということをちゃんと書いたほうがいいと思うんですね。ほかの国の取組が進んで日本は下がったということを、直近の状況で書いたほうがいいのかなというところがあります。

あと、丸4つ目の就労の分野で、女性の所定内給与額が男性の7割となっていることについて、これは同一労働、同一賃金の問題なのか、そうじゃないんじゃないかというご意見がきているんですけれども、もちろん同一労働、同一賃金の問題ではなくて、その後に書いて

あるM字カーブとか管理職比率とかというような、企業での就労継続とか管理職登用の問題が背景にあって、こういうことになっているんですけども、今の文章だと7割程度となっていますということと、その後に書いてあることとの関係が全然見えてないので、背景としてこういうことがありますというふうに後の文章につながるようにして、これは単純に同一労働、同一賃金の問題を言っているのではないことが明確にわかったほうがいいと思います。

○武石部会長 そうすると、具体的その背景はというのはどう書くのですか。

○矢島委員 「また」ではなくて、「その背景に」というようなつなぎにしたほうが。「7割程度となっています。」の後、「また」でつないでいるんですけども。

○事務局（吉村） 「その背景には」のような感じで、流れるように書くと。

○矢島委員 はい。

○武石部会長 わかりました。

あとはいいでしょうか。

それでは、7ページからで、第1章はあらゆる分野への参画です。データなんですけれども、13ページは労働力調査なので、平成22年がとれると思うんですが。

○事務局（吉村） 確認いたします。

○武石部会長 はい。それからデータの示し方が、長期だったり、最近5年だったりするんです。例えば賃金格差、9ページは直近5年なんですけど、パート、アルバイト比率だと10年ごとなんですよ。このあたり、毎年やっている調査に関してどうするかなというのが、ちょっと気になった点があるんですが。

○事務局（吉村） 本当は、5年間ではっきり成果が上がったものなどについては5年間でもいいと思うんですが、長いスパンで見ないと動きがわからないようなものもありますよね、賃金格差などもそうだと思いますし。

○武石部会長 そうなんですよね。賃金格差、最近5年だとそんなに変化がないんです。

○事務局（吉村） 差はないんですが、30年間で見れば大分、まだ改善はしてきているなという感じなんですけれども。

○武石部会長 その辺はある程度統一ができていればいいと思うので、入れていただければと思いますが。

○事務局（吉村） 長いスパンでとれるものと、比較的短いものとがありまして、どちらかというと長くしたほうがよろしいですか。

○武石部会長 そうですね、5年だと余り変化がわからない。

○事務局（吉村） 30年の歩みのような感じでしょうか。

○武石部会長 30年も長過ぎるかなという気がするんですけども。20年とか。1990年以降ぐらいが随分変化があるので。

ここは、12ページのところの勤務地限定の書き方のところで意見があるので、まずここに関して。

○事務局（吉村） この箇所なんですけど、発言された委員から、後でご自分の発言が、ご自分の趣旨どおりとらえられているかどうか心配だということを伺いました。例えば転勤の制度があって、銀行ですとか、全国転勤が当たり前といいますか、そういうことがよく見られるような企業では、転勤の有無によって人事、給与制度などが分けられているということはやぶさかではないんですが、そういったことを理由にして、本当はそういった必要性がない企業までが、給与制度などを分けることの言いわけにしている面があるので、そのようなことを言いたかったんですけど、おっしゃっていました。

○矢島委員 後半の書き方だと、余計それを助長するというか、正社員の待遇を正社員以外に合わせるというのは、いわゆる正社員の待遇を非正社員に合わせて引き下げろと言っているように読めてしまいますが。

○事務局（吉村） 後半の意見は、別の委員からのご意見をつけてしまっているんです。

○矢島委員 この言い方は、どうかなと思うんですけども。

○事務局（吉村） A 4横の資料3の2ページをごらんいただきますと、2つ目がその委員のご発言なんですけど、ワーク・ライフ・バランスで、一方では正社員ばかりが優遇されているといいますか、配慮された制度になってしまっていて、その陰には、例えば派遣労働者がいて、その代替として3カ月で雇われていて、自分も妊娠しているのに制度が整っていないから我慢しているというような、ワーク・ライフ・バランスを推進することで、ある種の労務格差が生まれてしまっているんじゃないかという問題意識から、そういった労働者同士の格差をなくしていくということも考慮すべきではないかというご意見があったんですね。それを生かすとしたら、こういう案になりまして。

○矢島委員 そういう流れで、正社員の処遇を引き下げろというのは、余り聞いたことがないというか……

○事務局（吉村） 経営側の考え方として。パイは1つなんだから、それを分けるとしたら、全員上げるわけにはいかないの、根本的に見直すということも場合によって必要じゃないかということもありまして、ちょっと非常に悩ましい表現になってしまったんですけど。

○矢島委員 でも、この言い方はちょっと危険だと思います。

○武石部会長 また、議論が出ますね。ここの部分は、先ほどのご意見を踏まえると、中間的な働き方が多様な働き方の受け皿としてきちんと機能して、そこで働いている人たちが、働き方に応じた処遇を公正に受け取っていけばいいということを言えればいいんですよね。

○事務局（吉村） そうですね。

○武石部会長 つまり、転勤をするかどうかにより人事制度や賃金制度を区別することで、働き方に応じて多少の賃金格差はやむを得ないんじゃないかと思うんですよ、転勤する人としない人とで、そのプレミアムが転勤する人についていくというのはしょうがないというのが多分一般的な考え方だと思います。だから多様な働き方を定着させるという観点から、働き方に対応した納得性の高い処遇の実施とか、何かそんな言い方で、後半も全部そこに含めるということで、後半、「なお」以下は削除ということがいいんじゃないでしょうかね。

○木谷委員 今の部会長の意見に近いんですけども、要はこのお二方の委員の発言があって、前段のほうですけども、前段は一般職とか転勤するというようなことがもともとあって、それが格差につながっていったということを懸念されていると思うんですけども。であれば、一般職、総合職の違いだとか、転勤するしないといったことが、かつては女性に限定されて、女性は一般職、転勤しないという話だったから問題で、いわゆる身分格差のような形に固定してしまったわけですから、我々が、今回の答申の中で言いたいことは、男女かわらず短時間正社員だとか勤務地限定正社員ということで我々は議論していると思うんです。

ですから、このお一方目の委員の発言を取り入れるのであれば、私はただ単純に「短時間正社員や勤務地限定正社員等の」の前に、「男女かわらず」という文言を入れれば解決されるんじゃないかなという気がするんですけども。

○武石部会長 「男女かわらず」を、どこに入れるということですか。

○木谷委員 「男女にかかわらない短時間正社員や勤務地限定正社員等の多様な正社員は、」というような感じでしょうかね。

○武石部会長 「男女にかかわらず」を入れるとしたら、「雇用の安定と責任や拘束度の面から」、次に「男女にかかわらず」、「働く者にとってのメリットがあると考えられます。」、こちらに入れたほうがいいかもしれないですね。

○木谷委員 そのほうがすてきですね。

○武石部会長 男女にかかわらずメリットがあると。それで、こうした中間的な働き方が多

様な働き方を実現する受け皿としてきちんと機能していくために、働き方に対応した公正なというのは、納得性のあるとか、納得性の高い処遇の実施というのが必要になってきます、といった内容ではいかがでしょうか。

○矢島委員 特に懸念されているのは、コース別人事の話と、それから間接差別の話ですね。実際は転勤が必要ないのに処遇差の理由にされる場合がないとか。コース別人事の問題は、そこが固定化されるという問題ですよ。だから、そこが選択可能であるということと、今おっしゃったような納得感のある処遇になっているということがあればいいと思うんですけれども、その固定化されないというのはどこかで表現できるんですか。

○武石部会長 多様な働き方をするという観点から、必要に応じてそういった働き方が選択できとか、そしてそれを選択した場合に、それが納得ある処遇であるということですね。

○矢島委員 そういうことが必要ですと。そういうことにして、今の下線の表現はとったほうがいいかなという気がします。

○武石部会長 少し漠然とした修文になっていますが、いいでしょうか、それで。

○事務局（吉村） 直して見ていただきます。

○木谷委員 1点だけ、もうそれとは関係ないんですけれども、私はこの12ページの4つ目の丸の今議論したところは、前半の部分ですね、ぎりぎりのところで上手に書いてくださっているなというふうに思うんですね。

何の話をしているかという、先ほど正社員の賃金を下げる、上げるという話がありましたけれども、例えば今回、三菱化学さんがなさったワークシェアリングなんていうのは、実際に正社員の賃金を下げるという措置にほかなりませんので、私は個人的にはそこはやっぱり各企業がもう一步踏み込んでほしい、そのことによって非正規を正規へ変えていくだとかというふうな気持ちがあるものですから、この4つ目の丸のこのあたりの書き方は、ぎりぎりの寸どめの上手な書き方になっているのではないかなという気がするんです。これ以上どっちかに触れると、やっぱりちょっと危ないので、矢島委員がおっしゃったような形になるので。

○武石部会長 よろしいでしょうか。

そうすると、今の下線のところは、いいですか。もう1点、下線が、第1章であるのが、18ページですね。18ページは、2つ、重複感があるのでということで1つにまとめるということです。

○事務局（吉村） 再就職の機会の提供という話と、働いてからの環境を整えるということ

を盛り込んでいきたかったんですが、2つの丸の内容が、言っていることがほぼ重なってしまっているのかなと思ひまして。

○武石部会長 この丸の2つ目は両立のことしか言っていないので、1番、活躍の場を提供していくというのがありますよね。両立をしながら働くとともに、子供が大きくなったら働けるわけですよね、そういう視点もあったほうがいいですね。両立をしながら働き、再就職をした後でも十分能力が、活躍ができますというそういう場の提供ですよね。言葉を補っていただいたほうがいいかなということです。

○事務局（吉村） はい。

○武石部会長 あとはよろしいですか、ここは。では、1つにまとめるで。

では、もう一つ下線があるのが、22ページの男性の地域参加を促すための取り組みという視点からの追加ですね。取り組みの「必要性を普及し」という言い方、日本語としては、必要性の普及って言うんですか。むしろ意義や重要性を定着させるための取組を進める、とか、そんな感じですかね。

○事務局（吉村） では、この「必要性」というところは全部それで直します。

○武石部会長 あと「事業者は」の次の「仕事と生活の調和の実現のために、」は必要でしょうか。事業者は過度な労働時間の改善を含め、ここは地域活動に参加できるようにしていくということが重要なんですよね。だから、何か「ために」というのと、最後の「できるように」というのは、目的が2つ、同じ1つの文章に入っているような気がして……

○事務局（吉村） では、最初の仕事と生活のところはとりましょうか。

○武石部会長 要らないような気がします。

24ページまでの下線部は以上ですよ。

○事務局（吉村） はい。

○武石部会長 それで、先ほどの総会の2番の意見は、もういいですね。

あと24ページまででご意見ありますか。

よろしいでしょうか。

では、25ページから34ページまでいきたいと思います。

26ページの下線は、「48.1%」と「メンタルヘルス面の健康被害の原因」というのは、ここは別に問題ないと思いますので、これでよろしいですか。

○木谷委員 1点だけ。

このメンタルヘルスのところですけども、そんなにこだわる話でもない、細かい話です

が。メンタルヘルスという言葉は、いろんな人がいろんな使い方をしていて、メンタルヘルスというだけで、もういわゆるうつ病であるとか疾病みたいなことを指す場合もありますし、どんな状況にあるのかという包括的な、客観的な言い方として身体健康状態というのと同じような意味でメンタルヘルスを使う方もいらっしゃるの、ややこしいですね。

このもとの中間のまとめは、「長時間労働がメンタルヘルスの原因にもなるということもあります。」という、ここのメンタルヘルスというのは、いわゆる精神的な疾患というか疾病のことを、ネガティブな意味を込めていると思うんですね。答申（案）のほうは、長時間労働がメンタルヘルス面での健康被害の原因にもなるということで、ネガティブ等ではなくて、中立的な書き方になっているわけです。この中立的な書き方のほうがよろしいということなんでしょうかね。

○事務局（吉村）　そうですね。そのままで読むと、まさに精神的な健康という意味になりますので、そのほうが誤解が少ないのかなと思ひまして直してみたいんですが。

○木谷委員　ただ、そうなりますと「メンタルヘルス面での健康被害」は、言葉がかぶるといえばかぶるんですね。ヘルスと健康被害になりますので。例えばですけれども、メンタルヘルス面での疾病の原因にもなるのか……

○武石部会長　メンタル面での、でもいいんですかね。

○木谷委員　そうですね。メンタルヘルスというこの言葉をどうしても使いたいなら別ですけれども、そうでなければヘルスを落とすか、健康被害……

○矢島委員　メンタルヘルスというのは、今、定着していますけれども、これメンタルだけ残すと、何でメンタルなのか、精神じゃだめなのかみたいな意見がまた出てきそうな気がしますね。だから、今のメンタルヘルス面での疾病の原因がきれいなような気はしますけれども。疾病までいかないところも含めたいというニュアンスがあるのかもしれないんですけれども……

○事務局（吉村）　疾病等ですか。

○木谷委員　なるほど。

○武石部会長　疾病にいく手前の。では疾病等。

○矢島委員　メンタルヘルス面での不調、疾病。

○事務局（吉村）　そうですね、不調のほうが広いかもしれないですね。

○木谷委員　不調がきれいかもしれないな。

○矢島委員　不調、疾病等。不調だけじゃだめですかね。

○武石部会長 不調でいいですか。

○木谷委員 不調でいいですね。

○武石部会長 では、メンタルはこれでいいですか。

28ページの「また、」もいいですね。

34ページまであとはないので、先ほどの総会の2番目の意見で、矢島委員が書いたらどうかとおっしゃっていたのを入れますか。29ページあたりになるんですかね、書くとしたら。さっき矢島さんがおっしゃっていたのは、都がやるべきことということですかね。

○矢島委員 そうですね。

○武石部会長 28ページの下の丸ですか。

○矢島委員 27ページの上から3つ目の丸というのは、制度が整備されても、こういった職場風土があると、利用しやすくなるから職場環境づくりを進めることが重要ですよというように言っていますよね。こういうことに対応して、要は取組をしているというような流れになっているはずだと思うんですけれども。もっと漠然としているんですね。

○事務局（吉村） そうですね。2つ目の丸のように、包括的に書いてある感じでしょうか。

○矢島委員 都に求める取組の3つ目に、「企業の事例を紹介するなど、労働者が有給休暇や育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくり」と書いてありますけれども、この中には多様な働き方を導入した場合の企業の職場運用とか、職場マネジメントの普及、啓発というのも入っているはずなんですよね。そういう問題だと思うんですけれども、「取得しやすい職場環境づくり」としか書いてないので、余りここを深掘りしないほうがいいですか。深追いしないでいいですか。

27ページの上から3つ目の丸のところで、職場風土の問題を書いてあるんですけれども、1つ目の文章で。その後に、「多様な働き方をする社員が効率的に働けるような職場運用のあり方を検討する必要がある」というのを1行入れて、それでこっちの29ページの都の取組のところに、「仕事と生活の調和に関する制度導入や、効率的な運用を図っている企業の事例を紹介するなど」みたいな、運用面の取組を紹介しているというのを、ちょっと書き加えていただくというのはどうかなと思っているんですけれども、ちょっとそこに踏み込まないほうがよければ、全体のレベルのほうがきれいならそのままでいいんですけれども。

企業も都も、ワーク・ライフ・バランスの推進で、ここ最近の取り組みで変わってきているのは、やっぱり単に制度導入ではなくて、運用のための取り組みというのを一生懸命模索しているところだと思うんですね。そういう取り組みを今後も進めていかなきゃなら

ないし、制度導入だけだったら結構終わってしまっているの、そういうニュアンスを出すかどうかなんですけれども。

○武石部会長 今回の修文は重要だと思うのですけれども、2番の方のご意見の対応ということにはならないと思います。ただ、修正での対応は難しいようです。今の矢島委員のご意見については、運用の部分までどこかに一言入れておいたほうがというご意見だと思うので、それを、ではこの27ページのところと29ページのところで、少し修文を入れてもらいましょう。

○矢島委員 突き詰めるとつながっているんだと思うんですけれども、ちょっと表現するのは難しいですね。

○事務局（吉村） 少し違う角度から言っているんですよ。

○武石部会長 そうなんですよ。ただ、説明すればそういうことなんでしょうけれども。

いいですか、今の修文で。

○木谷委員 はい、結構です。

○武石部会長 重要だと思うのですが、2番のご意見は、今の案文の中で吸収されているということでいいですか。

○木谷委員 はい、結構です。

○武石部会長 それでは、あと2章、34ページまで。

総会の1番の方のご発言で、もうちょっと具体的にというようなのがところどころに出ているので、もし具体化できるのではないかとというのがあれば、折に触れておっしゃっていただければと思います。

では、3章にいきたいと思います。

35ページから43ページまでで、ここは修正なしですね。

この先ほどの資料4の3番の意見、学生の性別役割分業意識というようなあたりですが。

○事務局（吉村） ご意見としては、学校教育の中では役割分担意識をぬぐうという話が載っているけれども、それ以外にもっと広く、もう一つ大きく扱えないかというご指摘だと思うんですが。

○武石部会長 これは、ではこの若年層のところで書くことではないですね。

○事務局（吉村） そうですね。

○武石部会長 特別な配慮のところ、もう少し男女を意識したことを書いたらというようなご意見があったと思いますが、その辺もよろしいですか。

○事務局（吉村）　そうですね。今までの部会でも、そういうご意見もいただいて検討したところなんです。

○武石部会長　そうですね。なかなか難しいですね。

○事務局（吉村）　実際にやはり男性だけ、あるいは女性だけを対象にするというやり方をしておりませんので。

○武石部会長　では、43ページまでよろしいでしょうか。

いいですか、矢島委員。

○矢島委員　はい。

○武石部会長　では、次が人権で44ページから、54ページまでで、まず45ページ、下線部がありますが、ストーカー行為のところ、性犯罪、ストーカーですね。「重大な人権侵害であり、」というのと、「その被害は特に女性に多く、」という、男性もいることに配慮したニュアンスを入れるということ。これはいかがでしょう、よろしいですか。

次の下線部は最後の54ページのところです。取組の方向性で「表現の自由を尊重しつつ、」というのを一言入れているという、修正はこの2カ所になるんですけれども。

たくさん意見が出ていたのが53ページ、54ページ、メディアです。

○事務局（吉村）　そうですね、新たに規制を追加しようという趣旨ではありませんので、そのあたりは誤解のないようにしていかなければいけないと思っているんですけれども。

○木谷委員　このメディアについては、2つの内容があるわけですね。1つは、性別役割分業に基づくステレオタイプを経過させるようなことは、やっぱり社会で変えていこうという話と、女性とか子供を性や暴力対象として見るという、いわゆる変なゲーム等ですね。ですから、その2つのことを我々としても答申するわけなんですけれども、先ほどのいっぱい意見が出てきたというのは、どっちかという後半のほうの性的ないしは暴力行為の対象として、メディアで扱うことをこれ以上は規制しないでという、そういった方々の意見が多数だったということです。

それは条例の改正もあったし、こういう反応があってもしょうがないということで、もう問題はないかなと思うんですけれども、陰に隠れてじゃないんですけれども、ステレオタイプのことの議論がなされないというのは、ちょっと心配かなという気がしますけれども。

○矢島委員　都民・事業者に求められるほうには、そっちの問題は一切書いてないんですね。それを書くのも難しいのでしょうか。

○事務局（吉村）　後段の性的・暴力行為の関係については、真ん中の丸の倫理規定の遵守

ということで触れてはいるんですが。

○矢島委員 ただ性別役割分担のほうは触れてはいないですよ。

○事務局（吉村） そうですね、そちらについては。

○矢島委員 そこについてあえて積極的に書いてほしいという意見も今のところない。本当は課題に書いてあって、受けていないという問題があるんですけども。

○三宅部会長代理 この参考という資料は、大体このまま載るんですね。

○事務局（吉村） 違います。これは第3期のもので、こういう形になるというご参考です。

○三宅部会長代理 ああ、そういうことですか。

○事務局（吉村） はい。こういった書き方に整理させていただいて、今日のご説明できなくて申し訳なかったんですが、後日、送らせていただいて、またご意見をいただいて直していきたいと思っております。

○三宅部会長代理 なるほど。では、イメージとしてはこうなるわけですね。

○事務局（吉村） そうですね。

○事務局（菊地） 冒頭、課長のほうからいろいろ説明があったんですが、やはり関心が高いのは54ページの方角性で、これまでも述べてきていますし、2009年、そして今回もこういう同じ言い方をしています。自主的取組を促すことが必要ですということについて、これは検閲に当たるのではないかと、だから表現の自由を侵害しているという意見がきているんですね。まずこの意見に対して、これは検閲には当たりませんと整理するにしても、やはり裏づけが必要だと思います。

この審議会の委員に弁護士の委員がおられますので、裏づけを押さえておいたほうがいいです。

その検閲に当たる前の理由づけが、53ページの2つ目の丸の中の科学的根拠があるのかという点です。本当にこのことから自主的な取組が、検閲に当たるようなことが導き出されるのかとか、また内閣府の調査については、調査の詳細はどうなっているのかという意見がきています。内閣府の調査を見ていくと、結構高い率でやはり自主的規制は必要という結果のデータもあります。そういう点も踏まえて、今回、従来と同じ対応ですよと整理する必要があります。

あと、今回問題になっているのは表現の自由についての自粛ですが、東京都青少年健全育成条例は、表現の自由は規制していません。表現は自由にしてください。ただ、販売するに

はゾーニングをして下さいという規制です。条例ではそういうゾーニングをしていて、表現の自由についての規制ではありません。でも、「中間のまとめ」でいう自粛は販売の規制よりも広いのではないかという意見がきています、その辺も整理する必要があります。

○矢島委員 でも、今回、別にこの計画でさらに踏み込むという意図はもともとないですし、この条例に対応しているわけですね。

○事務局（菊地） 区分陳列などかぶっている部分もあります。

○矢島委員 かぶっているというか、そこについては同じレベルのはずですね。

○事務局（菊地） 「中間のまとめ」では、これまで同様、表現の自粛の記述もありますので、販売よりも範囲は広がります。

○松田委員 広い範囲ということですか。

○事務局（菊地） これまでと変わりはありませんが、販売するというレベルになってくると、まさに条例の話になってくるんですね。

○武石部会長 性表現の自粛というのは前のときもあった、答申も同じ表現であったんですね。

○事務局（吉村） 国の計画でも載っているんです。

○事務局（菊地） 国が基本計画を改定するときにも、似たような意見が寄せられていました。国も同じようなまとめ方をしていて、そういう意味では国と同じレベルの対応はする必要があります。

○木谷委員 ちなみに、もう一つのDVの部会のほうでも同じような議論というのは出ているんですか。

○事務局（吉村） メディアの話は出ていません。

○木谷委員 向こうのほうで近そうな感じが何となくするんですけども……

○武石部会長 そうですね、DVも関係ありますよね。

○木谷委員 そうでもないんですか。

○事務局（吉村） なかったですね。

○事務局（菊地） DVについては、メディアについての記載が、「中間のまとめ」の中でなかったんですね。ないから向こうには意見が寄せられず、こちらに意見が寄せられたようです。

○三宅部会長代理 メディアについて、こちらのほうがカバーしているんですね。DVのほうも含めて。

○武石部会長 これは、少なくとも国の計画とか、条例から踏み込んだ表現はしないということの基本にすることでよいと思います。

○事務局（菊地） 誤解を解くことが必要になっていくと思います。

○武石部会長 そうですね。

53ページの丸の3つ目のところで、「表現の自由は尊重されるべきですが、」を「表現の自由を尊重しつつ」としてはいかがでしょうか。

○事務局（吉村） ちなみに、国の計画は「十分尊重した上で」とか、そういうふうに記載しています。「十分」と入れますか。

○武石部会長 これは「べきですが」になってしまっているの、後ろがちょっときつい印象を受けます。4つ目の丸も、条例に則した対応をしていく、これ以上のものではない、ということを一言入れておくとういと思います。53ページの修正をして、54ページはここまでという線を明確にしておけばよいと思います。

内閣府の調査については、表現はこれでいいのかなと思うんですけども、出所を明確にした方がよいですね。

○事務局（菊地） 続きですが、論点整理はきっちりさせて、誤解を解くというスタンスで資料は用意します。ただ、その資料と、例えば専門的な意見を聴取するというやり方も加えるのかどうか、部会として決めていただきたいと思います。

○武石部会長 専門的な意見というのは何ですか。

○事務局（菊地） 都民の意見の中で、メディアについての専門の方がこの委員会に入っていないというちょっとご意見もあったので、そういう専門の方の意見を聴取する場面をつくるかつくらないか。また、委員の中には弁護士の委員もおられますから、どう意見をとっていくのかというやり方がございます。意見を聴くかどうかを部会として決めていただきたい。つまり、今度は総会の場での説明に移っていくことになりますので。

○武石部会長 ただ、前回よりも踏み込むのであれば専門家の意見を聴くことも必要であると思うのですけれども、そうではないので、今改めて聴く必要はないのではないのでしょうか。

○矢島委員 踏み込んでないならないと明確に分かるように書いた方がいいかもしれません。

○武石部会長 今までと同じですと分かるのがいいですね、条例ができたので、それに対応して粛々とやりますということです。

○事務局（吉村） でしたら54ページの1行目の自主的な取組というところにも、「引き続き」とか入れますか、今までもやってきたので強化するわけではないと分かるように。

○武石部会長 そうですね。

○三宅部会長代理 基本的なことでお聞きしたいんですけども、この新しい青少年の健全育成条例のために、アニメ業界の中でアニメフェアに参加しないと言っていたところがありましたよね。今あれはどうなっているのでしょうか。関係は修復したんですか。

○事務局（吉村） アニメフェアは震災で中止になったんですけども、分離して別開催というふうになった状態のままで、今年度どうするかは決まっていないと思うんですよね。

○三宅部会長代理 要するに関係は修復されていないということなんですか。

○事務局（吉村） 近いうちに、最新状況を確認しておきます。

○三宅部会長代理 だとしたら、ここの条例の部分についての記述そのものが、やっぱり先方にとっては刺激的かもしれませんね。事実なので書くことはいいとは思いますが。条例は改正されたんですから。

○事務局（菊地） これまでの都の施策でも、その条例についての区分陳列等については記載しています。

○三宅部会長代理 ですから、不快な表現に接しない自由もということで、それは区分陳列と言っているわけでしょう。問題は、ずっと書いてきた同じ言葉の意味ですよね。

○武石部会長 あとはいいでしょうか。

では、第5章ですが、62ページまでで、ここは下線部はない。

○事務局（吉村） ここはないですね。

○武石部会長 ないですよ。

これ先ほどのご意見の3ですか。

○事務局（吉村） はい。意見の3については、この60ページのあたりの記述で、事務局としては趣旨を入れさせていただいているつもりであります。

○武石部会長 いいですよ、56ページの教育のところにも書いてありますものね。

あとどうでしょうか、最後までのところ。

よろしいですか。

それでは、気がついたことがあれば、この後、事務局のほうにご意見をお願いします。

では、この後のことについて。

○事務局（吉村） 追加のご意見がある場合は、来週、水曜日ぐらいまでにいただけますと、またそれを反映してごらんいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地） 既にご案内していると思いますが、第3回総会は12月19日、月曜日、午

前10時から開催いたします。総会の会場等の詳細につきましては、別途ご連絡いたします。
当日は、部会長から答申（案）についてご報告をいただく予定でございます。その後、総会
において各委員の皆様からいただいた意見を踏まえて案を修正いたしまして、1月に知事へ
の答申を予定しております。

以上です。

○武石部会長 それでは、この修正に関しましては、私に最後、一任いただくということで
よろしいでしょうか。

では、それで総会のほうには案を出したいというふうに思いますので、ご意見あれば来週
までをお願いいたします。

どうもお忙しい中、ありがとうございます。

以上で終わりにいたします。

午前11時55分 閉会